

## 東京洋服会館 ジェントリーホール利用規程

### 第1条（趣旨）

この規程は、皆様に当会館のジェントリーホール（以下、「ホール」という。）のご案内を申し上げると共に、ご利用いただくにあたりお守りいただきたい事柄を定めたものです。ご利用いただく皆様が、お互いに秩序ある快適な利用を計れますよう規則を熟知していただくと共に、利用上の注意事項を是非ともお守りください。この規程に違反し、当会館並びに他の皆様に著しく迷惑を及ぼす恐れのある場合には、損害賠償、ご利用の即時中止等をさせていただきますことがあります。

### 第2条（申請）

ホール等を利用とする者は、所定の申込用紙に必要事項を記載し東京洋服会館事務局（以下、「事務局」という。）に申請し、その許可を得なければならない。

2 前項の許可を得ようとする者は、使用予定月の6ヶ月前から1週間前までに利用申込書、配置図、音響機器貸出申請書（ホームページ上でダウンロード可能）に必要事項を記入し事務局に申請しなければならない。

### 第3条（利用許可）

事務局は、前条の申請があった場合は、会議、集会及び催し物等の目的、内容、性質、その他必要な事項を審査する。ただし、その内容が不相当と判断した場合は、利用を拒否する場合があります。

2 ホール等利用以外に備品（マイク、プロジェクター等）の使用を希望する使用者は、音響機器貸出申請書（別記様式）をホール等利用日前もしくは当日までに事務局に申請しなければならない。

### 第4条（利用料）

前条の申請により利用許可を得た者（以下「使用者」という。）は、事務局発行の請求書に基づき規程の利用料を支払わなければならない。

### 第5条（利用制限）

事務局は、次の各号の一に該当するときは、ホール等利用の申請並びにその許可後または利用中であっても、ホール等の利用を変更し、または中止させ、もしくはその利用を取り消すことができる。

- （1）利用申込書に記載の利用目的以外に利用したとき。
- （2）利用申込書に虚偽の団体名、氏名で申し込みをしたとき。
- （3）利用時間が事務局の許可なく利用時間を超過したとき。
- （4）使用者側に対してデモ等の事態が発生したとき、または予測されるとき。
- （5）会場内外が喧騒にわたり、他のお客様や近隣地域に迷惑をおよぼす事態が発生したときまたは

その発生が予測されるとき。

- （6）建物保持上不相当を認めたととき。
- （7）公序良欲を損し、また、管理上支障があると認めたととき。
- （8）大地震の警戒宣言、新型インフルエンザ警戒宣言など、緊急事態の発生により、事務局がホールの利用を不相当と認めたととき。
- （9）株式会社東京洋服会館の緊急を要する会議又は催事が発生したとき。
- （10）その他事務局が不相当と認めたととき

2 前項の規定により使用者が損害を受けることがあっても、事務局は、その賠償の責めを負わない。

3 第一項の規定により、ご利用の変更又は中止、もしくは取り消しのあったとき、事務局は使用者の利用料の一部もしくは全てを免除する。

### 第6条（違約金）

使用者が自己の都合により、利用を取り消した場合は、次に定めるところにより違約金を徴収し、既納の場合は違約金として充当するため還付しない。

- （1）利用日当日の無断取り消しの場合は、利用料の全額
- （2）利用日当日の取り消しの場合は、利用料の半額
- （3）利用日前日の午後12時以降取り消しの場合は、利用料の30%
- （4）利用日前日の午前中までに取り消しの場合は、違約金なし
- （5）上記(1)～(4)で事務局が休日の場合は、その前営業日と読み替えます。

2 事務局は、利用者が長期間にわたるホール等の利用を変更する場合は、前項の違約金を徴収することができる。

### 第7条（重量物、特別の設備の使用）

利用者は、重量物の搬入並びに特別の設備を使用するときは、あらかじめ事務局の承認を得なければならない。

2 前条の場合に生ずる費用は、利用者の負担とする。

### 第8条（利用権の譲渡禁止）

利用者は、ホール等の利用権を譲渡または転貸してはならない。

### 第9条（原状回復の義務）

利用者は、ホール等の利用を終了したとき、または利用を変更し、もしくは中止され、もしくは取り消されたときは、直ちに原状回復しなければならない。（この場合における原状回復とは、ホール等の利用開始前の状態の事をいう。）

2 利用者が前条の義務を履行しないとき、または履行しても不十分であると認められたときは、事務局は利用者に代わってこれを行い、その費用は利用者の負担とする。

#### 第 10 条（賠償責任の義務）

利用者はホール等の利用に際し、設備又は機器を棄損または亡失したときは、事務局の定める損害額を賠償しなければならない。

2 事務局は、上演物に関する著作権等の知的財産権に関する問題等について一切の責任を負わない。

#### 第 11 条（寄付募集等の禁止）

利用者は、事務局の承認を得ないで、ホール等の内外において、寄付の募集、飲食物の販売を行ってはならない。

#### 第 12 条（届出）

利用者は、ホール等において、掲示、物品の配布、販売、宣伝、撮影、録音等を行う場合は、事務局に届出なければならない。

#### 第 13 条（届出書類等）

集会、興行に関する書類等の申請、申告、届出は、利用者が行うものとする。

#### 第 14 条（遵守事項）

利用者は、ホール等の利用にあたっては、別表 1 に定めるホール等使用要領に同意のうえ、これを遵守しなければならない。

#### 第 15 条（その他）

この規程に定めるものを除くほか、ホール等の利用料又は利用等に関し必要な事項は、事務局が定める。

#### 附則

この規程は、平成 24 年 1 2 月 7 日から実施する。